

第四十九号議案

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「又は」を「及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（プロジェクトンマッピング活用地区）

第十二条の二 まちづくりの推進を図る活動等を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める団体（以下「まちづくり団体等」という。）は、地域の特性に応じたプロジェクトンマッピング（建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。以下同じ。）の活用を図るため、規則で定めるところにより、一定の区域をプロジェクトンマッピング活用地区（以下「活用地区」という。）に指定するよう知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる事項を定めたプロジェクトンマッピング活用計画（以下「活用計画」という。）の案を添えて行わなければならない。

- 一 活用地区の名称、位置及び区域
- 二 プロジェクトンマッピングの活用に係る方針
- 三 プロジェクトンマッピングの表示の場所、位置、形状、規模、色彩その他表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）

- 四 表示基準が適用される建築物その他の工作物等
- 五 その他規則で定める事項
- 3 まちづくり団体等は、活用計画の案を作成しようとするときは、説明会を開催する等活用地区の住民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る活用計画の案の内容が知事が別に定める基準を満たすものと認めるときは、当該活用計画の案に掲げる区域を活用地区として指定することができる。
- 5 知事は、前項の規定により活用地区を指定するときは、あらかじめ当該活用地区に係る区域の存する特別区及び市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 6 まちづくり団体等は、第四項の規定により指定された活用地区に係る活用計画の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に申請しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 8 まちづくり団体等は、第四項の規定により指定された活用地区を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、活用地区の指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 第十三条ただし書中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加え、同条に次の一号を加える。
- 八 公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクトマップピングで、公益性を有するもの
- 第十八条中「第十二条第二項」の下に「、第十二条の二第四項」を加える。
- 第二十一条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。
- 十二 プロジェクトマップピング
- 第二十一条に次の一項を加える。
- 4 第十二条の二第四項の規定により指定された活用地区に表示するプロジェクトマップピング（同条第二項第四号に規定

する建築物その他の工作物等に表示されるものに限る。）は、前三項の規定にかかわらず、当該活用地区の表示基準に適合するものでなければならない。

第二十二条中「もの」の下に「又は第十二条の二若しくは第十三条第八号に規定するプロジェクトマップピングのうち規則で定めるもの」を加える。

第五十七条第二項第一号中「又は第十二条第二項」を「、第十二条第二項又は第十二条の二第四項」に改める。

第六十四条第一項中「第三十条第一項」を「第十二条の二第四項の規定による活用地区の指定に関する事項又は第三十条第一項」に改める。

別表中

広 告 板

同 右

三千二百二十円

を

広 告 板	同 右	三千二百二十円
プロジェクトマップピング	同 右	三千二百二十円 (ただし、面積 千平方メートル を超えるものに あつては、六十 四万四千元)

に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によ

り許可を受けて表示されている広告物で、その規格がこの条例による改正後の東京都屋外広告物条例第二十一条の規定に適合しないものの規格については、その許可期間に限り、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされている広告物の許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域の特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図るため、プロジェクションマッピング活用地区に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。